関東地方整備局総合評価審査委員会

技術提案•交渉方式専門部会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(以下、「規則」という。)第6条第3項に基づき、 関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領(以下、「本 要領」という。)について次のように定める。

令和 5年 2月28日

関東地方整備局長

第一 構 成

規則第6条に規定された技術提案・交渉方式専門部会は、技術提案・交渉方式での個別発注手続き工事案件毎に専門部会を置く。

第二 審議事項

技術提案・交渉方式専門部会は、規則第6条第1項に定める技術提案・交渉方式専門部会に係る事務(以下、「技術提案・交渉方式専門部会事務」という。)を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

第三 技術提案・交渉方式専門部会の委員

- 1 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員及び専門委員(以下、「審査会委員」という。)をあてる。
- 2 技術提案·交渉方式専門部会は、個別発注手続き工事案件毎に審査会委員より3名以上 選出し、組織する。
- 3 技術提案·交渉方式専門部会の委員の任期は、当該個別発注手続き工事案件の意見等 を聴取する期間とする。
- 4 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、非常勤とする。
- 5 技術提案・交渉方式専門部会の委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 技術提案·交渉方式専門部会長

- 1 技術提案・交渉方式専門部会には、個別発注手続き工事案件毎に技術提案・交渉方式 専門部会長を置き、技術提案・交渉方式専門部会長は、技術提案・交渉方式専門部会委 員の互選によりこれを定める。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会長は、会務を総理し、技術提案・交渉方式専門部会を代表する。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会長に事故あるときは、あらかじめ技術提案・交渉方式専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第五 会 議

- 1 技術提案・交渉方式専門部会は、必要に応じ適宜開催するものとする。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会の開催は、委員の2名以上の出席を必要とする。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わ

ることができない。

2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七 秘密を守る義務

委員は、技術提案・交渉方式専門部会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第八 庶務

技術提案・交渉方式専門部会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、技術提案・交渉方式専門部会の運営に必要な事項は、技術提 案・交渉方式専門部会に諮って定めるものとする。

附則

1 この設置要領は、令和 5年 2月28日から適用する。